

令和8年度  
大学院連合教職実践研究科  
学校臨床力高度化系  
入学者選抜10月選抜  
学力検査問題

小 論 文

注 意 事 項

1. 問題冊子は監督者の指示があるまで開かないこと。
2. 問題冊子の科目名と受験票に記載してある科目名が、一致しているか確認すること。
3. 問題冊子は表紙を除いて1ページ、下書用紙は1ページ、解答用紙は4ページとなっている。
4. 問題冊子等の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 試験開始後、全ての解答用紙に必ず受験番号を記入すること。
6. 試験終了後、解答用紙は提出し、問題冊子は持ち帰ること。
7. その他については、監督者の指示に従うこと。

|     |     |
|-----|-----|
| 科目名 | 小論文 |
|-----|-----|

令和 8 年 度  
大学院連合教職実践研究科  
学校臨床力高度化系  
入学者選抜 10 月選抜  
試 験 問 題

## ( 1 枚の 1 )

問

こども基本法が令和 4 年 6 月に制定され、令和 5 年 4 月から施行された。こども基本法は、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して」「こども施策を総合的に推進することを目的」(第 1 条)とする法律である。

こども基本法の基本理念は第 3 条で規定されている。主な記載は以下の通りである。

- ①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること

これらの基本理念により、基本的人権を尊重し、教育を受ける機会を平等にすること、子どもが意見を表明したり、社会的活動に参画する機会を確保すること、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること、こうしたことが社会に対して求められていることがわかる。それは、子どもを権利の主体として認識し、その権利を保障することを求めるものである。

以上のようなこども基本法の理念に照らして学校を見る時、その現状をどのようにとらえることができるであろうか、またその理念の実現に向けてどのような取組を進めるべきであろうか。こども基本法施行以降、あらためて学校の関係者には、子どもの権利の観点から学校教育のあり方を見直すことが求められていると言えよう。

そこで、こども基本法の基本理念から見た学校の現状について、以下の点を踏まえてあなたの考えを 1,600 字以内で述べなさい。

- (1) 子どもを権利の主体として尊重するという点からみたとき、学校教育全般をどのようにとらえることができるか。
- (2) 上記のこども基本法の基本理念から見たとき、学校教育の何が課題で、何を見直す必要があるか。
- (3) 上記のこども基本法の理念を実現するためには、あなたは学校においてどのような取組を進めていきたいと考えるか。